

(証券コード：8230)

2020年6月10日

株 主 各 位

福岡市博多区上川端町12番192号

株式会社はせがわ

代表取締役社長 江 崎 徹

第54期定時株主総会招集ご通知における
インターネット開示情報
(法令及び定款に基づくみなし提供事項)

法令及び当社定款第15条の規定に基づき、第54期定時株主総会招集ご通知の提供書面のうち、当社ウェブサイト (<https://corp.hasegawa.jp/ir/>) に掲載することにより、当該提供書面から記載を省略した事項は、次のとおりでありますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

会社の新株予約権等に関する事項

業務の適正を確保するための
体制及びその運用状況の概要

会社の支配に関する基本方針

連結株主資本等変動計算書

連 結 注 記 表

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

個 別 注 記 表

以 上

1 会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度の末日に当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

(2020年3月31日現在)

	発行決議の日	新株予約権の数	新株予約権の 目的となる株式 の種類及び数	新株予約権 の払込金額	新株予約権 の行使に 要する 払込金 の額	新株予約権の 行使期間	新株予約権の行使に より株式を発行する 場合の株式の発行価 額及び資本組入額	保有数
取締役 (社外取締 役を除く)	2015年 6月23日	600個	普通株式 60,000株	無償	新株予約権 1個当たり 54,700円	2015年7月1日～ 2020年6月30日	発行価額 653円 資本組入額 327円	3名

2 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制として「内部統制システムの整備に関する基本方針」を取締役会で決議しており、当該体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 当社及び子会社からなる企業集団の取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は当社及び子会社からなる企業集団（以下「当企業グループ」という）のコンプライアンス体制に係るマニュアルの整備、充実に努め、それらを行動規準とするとともに、法令・定款並びに社会規範を遵守する。また、当社はコンプライアンス担当取締役を置き、当該取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、定期的に会合を開き、コンプライアンス問題に対する対応を行なうことで、コンプライアンス意識の醸成を図る。なお、委員会の参加者は、コンプライアンス委員長が当企業グループの取締役及び使用人から指名をもって決定する。

<運用状況>

各種法令に対応した「コンプライアンス・ハンドブック」及び個別の法令に対応したガイドライン等はイントラネットを介して取締役及び使用人等が常時閲覧可能な状態にしている。

また、コンプライアンス担当取締役を委員長としたコンプライアンス委員会を設置（顧問弁護士及び常勤監査役陪席）し、当連結会計年度は6回開催した。コンプライアンス委員会ではコンプライアンス問題に対する対応に加え、経営幹部のコンプライアンス・マインドを醸成するために、顧問弁護士による社内研修を2回実施した。

- ② 総務部においてコンプライアンスの取組みを横断的に総括することとし、監査室は、総務部と連携のうえコンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は、定期的に取締役会及び監査役会に報告されるものとする。

<運用状況>

監査室は、「内部監査規程」及び内部監査計画に基づき、当連結会計年度は営業店57店舗、霊園管理事務所3拠点、屋内墓苑営業所6拠点、本社19部門（全部門）、商品センター1拠点、子会社1社の内部監査を実施し、準拠性監査及び業務監査の中でコンプライアンスの状況を監査している。内部監査での指摘項目のうち重要なものについてはコンプライアンス委員会に報告され、その後定期的な改善状況の報告及びモニタリングが行なわれている。

監査の結果及びフォローアップ監査の結果は取締役及び常勤監査役に都度報告され、当連結会計年度の監査実施状況は取締役会及び監査役会に報告されている。

- ③ 法令上疑義のある行為等について、従業員が直接情報提供を行なう手段としてコンプライアンス・ホットラインを設置・運営する。

＜運用状況＞

社内通報制度として「ホットライン」を設置し、社員手帳への掲載等により周知を図るとともに、通報者並びに通報者に協力した者の保護を「ホットライン規程」に明記している。また、必要に応じてコンプライアンス委員会に諮問し、または直ちに違法行為を中止するよう命令するなど、必要な措置を講じる体制をとっている。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下「文書等」という）に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書管理規程により常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

＜運用状況＞

取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、適正な保存及び管理を行っており、取締役及び監査役が全ての情報を常時閲覧できる体制をとっている。

(3) 当企業グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、災害、品質及び情報セキュリティ、投資等に係るリスクについては、それぞれの担当部署、委員会にて規則、ガイドラインの制定、マニュアルの作成・配付等を行なうものとし、当企業グループにおける組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は総務部が行なうものとする。

＜運用状況＞

コンプライアンス委員会において各部門におけるリスクを認識し、課題設定及びその改善措置（規程制定、マニュアルの作成配付等）を実施している。また、その他専門委員会等においては各事業に関するリスクを検討するため、リスク項目や投資判断等の基準を明記したガイドラインを制定している。

災害については「地震災害初期対応マニュアル」を制定し、社員や資産、業務の推進等に大きな被害をもたらす地震災害に対し備えを行なっている。

情報セキュリティについてはサイバー攻撃、情報管理体制、情報漏えい、基幹システムへのアクセスコントロール等に対し、防衛策・対応策を講じている。

(4) 当企業グループの取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

- ① 当社の社内の規定に基づく職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行なわれる体制をとるものとする。

＜運用状況＞

取締役会規程に基づき、当連結会計年度は取締役会を14回開催し、重要な意思決定を行なうとともに、取締役の職務執行状況報告を定期的に行なっている。また、取締役の業務執行については取締役会決議、職務権限基準表及び稟議規程に基づき適正かつ効率的に行なわれている。

- ② 子会社については自律的経営を基礎としつつ、当社は、関係会社管理規程に基づき、経営成績、財務状況、その他の重要な情報について定期的に報告を受けるものとし、一定の事項について子会社の取締役会決議前に当社関係部署に承認を求め、または報告することを義務づけ、一定の基準に該当するものは当社取締役会に付議するものとする。

＜運用状況＞

関係会社管理規定に基づき、子会社の経営成績については報告が行なわれている。また、子会社の取締役会の議題は、事前に経営企画部長がその内容を精査し、必要に応じて関係部署と情報共有を行なっている。

(5) 当企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 当社のコンプライアンス担当取締役を当企業グループの内部統制の整備に関する責任者とする。

＜運用状況＞

コンプライアンス担当取締役を当企業グループの内部統制の整備に関する責任者とし、「関係会社管理規程」に基づき、グループ全体の内部統制の強化を図ることとしている。

- ② 経営企画部を子会社管理の統括部門とし、関係会社管理規程の整備・見直しを通して、当企業グループの内部統制の充実に努める。

＜運用状況＞

関係会社管理規定に基づき、当社取締役を子会社に取締役として派遣し業務の執行状況を把握することで、業務の適正を確保している。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役の職務を補助する使用人を配置できるものとする。

＜運用状況＞

総務部スタッフ 1 名を監査役の職務を補助する専任の使用人として配置している。

- ② 前号の使用人の配置にあたっては必要な知識・能力を備えた専任または兼任の適切な員数を確保するものとし、人事異動その他の事項については、事前に監査役会と協議するものとする。

＜運用状況＞

補助使用人には必要な知識・能力を備えた専任の適切な員数を配置しており、人事異動その他の事項は監査役会と協議の上決定している。

なお、補助使用人の人事評価については常勤監査役が行なっている。

- ③ 第 1 号の使用人の業務に関して監査役から指示を受けた時は、専らその指揮命令に従う体制を整備する。また、その業務の遂行にあたり、社内の各会議体への出席（監査役の代理出席を含む）等を行ない、執行部署の協力体制を確保する。

＜運用状況＞

補助使用人は業務執行者からの独立性が確保され、専ら監査役からの指揮命令に従う体制を整備している。また、業務の遂行にあたり、取締役会その他の重要な会議へ出席し、執行部署からの協力体制を確保している。

(7) 当企業グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

当企業グループの取締役及び使用人は、監査役に対して法定の事項に加え、当企業グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容を速やかに報告するものとする。なお、当該報告をしたことを理由として、報告をした者が不利な取り扱いを受けないものとする。

<運用状況>

重要な情報は随時常勤監査役に報告され、定期的かつ必要に応じて監査役会に報告されている。
また、監査役は報告者が不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制を取締役に要請している。

(8) その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

- ① 監査役会は、代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催するものとする。

<運用状況>

監査役会は代表取締役と意見交換会を定期的に開催している。また、会計監査人とは決算方針打合せ会及びレビューないし監査結果報告会において意見交換を各四半期にそれぞれ1回実施している。

また、監査役会は代表取締役及び会計監査人と意見交換を随時実施している。

- ② 監査役は、その職務の執行にあたり、必要に応じて社内の各会議体へ出席できるものとする。

<運用状況>

監査役は取締役会その他の重要な会議へ出席している。

- ③ 監査役の職務を執行するうえで必要な費用の前払い等の請求について、当社は速やかに当該費用を支払うものとする。

<運用状況>

監査役の職務を執行するうえで必要な費用については速やかに支払いを行なっている。

(9) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当企業グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係を遮断することを基本方針とする。また、総務部を反社会的勢力排除に向けた統括部門とし、反社会的勢力による被害を防止するための情報収集を行なうため、福岡県企業防衛協議会及び警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加盟する。また、警察関係機関との情報交換や各種研修の参加等により連携を強化し、社内啓蒙活動に努める。

<運用状況>

「反社会的勢力および不当要求への対応マニュアル」をイントラネットに掲載し、また、同マニュアルの簡易版を社員手帳に記載することによって、反社会的勢力排除に向けて周知を図っており、当該マニュアルに基づき、新規に取引を開始する相手先についての属性チェックを行なうことにより、反社会的勢力との取引を未然に防止する仕組みを構築・運用している。

また、警察関係機関が主催する各種研修や情報交換会等に参加し、反社会的勢力排除に関しての情報収集と警察関係機関との連携強化を図るとともに、反社会的勢力及び不当要求への対応について社内研修等を行ない、反社会的勢力との関係遮断に努めている。

3 会社の支配に関する基本方針

買収防衛策の方針について特に記載すべき事項はありません。

連結株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位 千円)

	株 主 資 本					その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当 期 首 残 高	4,037,640	1,583,350	4,710,222	△199,535	10,131,676	106,864	106,864	43,923	10,282,464
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当	-	-	△137,430	-	△137,430	-	-	-	△137,430
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)	-	-	△1,114,927	-	△1,114,927	-	-	-	△1,114,927
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	△142	△142	-	-	-	△142
自 己 株 式 の 処 分	-	-	-	2,922	2,922	-	-	-	2,922
持分法適用会社の 増加に伴う利益 剰余金増加高	-	-	26,974	-	26,974	-	-	-	26,974
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	-	-	-	-	-	△114,908	△114,908	△33,822	△148,731
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△1,225,384	2,779	△1,222,605	△114,908	△114,908	△33,822	△1,371,336
当 期 末 残 高	4,037,640	1,583,350	3,484,838	△196,756	8,909,071	△8,043	△8,043	10,100	8,911,128

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

連結子会社の数 1 社

連結子会社の名称 株式会社田ノ実

当連結会計年度より、株式会社田ノ実を新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

持分法適用の関連会社数 2 社

会社の名称 株式会社はせがわ美術工芸

株式会社ナイガイトレーディング

当連結会計年度より連結計算書類の作成に伴い、株式会社はせがわ美術工芸及び株式会社ナイガイトレーディングを持分法適用の範囲に含めております。

② 持分法を適用していない関連会社の状況

会社の名称 泉州恩慈諮詢服務有限公司

持分法を適用しない理由 当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

③ 他の会社等の議決権の20%以上、50%以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連会社としなかった当該他の会社等の名称等

会社の名称 G.V.C. DEVELOPMENT COMPANY LIMITED
(ベトナム社会主義共和国)

関連会社としなかった理由 同社への出資金については、売却を予定しており、財務及び営業又は事業の方針の決定に影響を与えることはできないため、同社を関連会社としておりません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

・ 時価のあるもの

連結決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・ 時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産

・ 商品

仏壇

個別法による原価法

仏具

先入先出法による原価法

生活雑貨・食品

総平均法による原価法

その他

個別法による原価法

なお、貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法を採用しております。

(リース資産を除く)

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び造作並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

ロ. 無形固定資産

定額法を採用しております。

(リース資産を除く)

なお、ソフトウェア（自社利用）は社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

二. 投資その他の資産

長期前払費用

定額法を採用しております。

なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権や営業保証金等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- ロ. 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額を計上しております。
- ハ. 役員株式給付引当金 役員株式給付規程に基づく当社の役員に対する当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
- ④ 重要なヘッジ会計の方法
ヘッジ会計の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。
- ⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項
- イ. 退職給付に係る会計処理の方法
- 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異については、発生時の連結会計年度に全額費用処理しております。
- ロ. 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 追加情報

(役員に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、取締役（社外取締役を除きます。）を対象として、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、役員株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」を導入しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）に準じて、総額法を適用しております。

(1) 取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役に對して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭が本信託を通じて給付される株式報酬制度であります。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託による帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度90,338千円、185,500株であります。

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて)

当社は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、緊急事態宣言の発出以降、全事業所を自主的に閉鎖してまいりました。その後、5月12日より感染拡大防止策を講じたうえで、事業所（一部事業所除く）の再開を行っております。

当社が提供する商品・サービスは、供養という社会通念上相当とされる価値観によって成立していることから、社会全体の一時的な景気後退やそれに伴う個人所得の減少が営業再開後の業績へ与える影響は限定的であると想定しております。

当社は、繰延税金資産の回収可能性について、上述した仮定をもとに将来の課税所得を見積っております。この結果、繰延税金資産490,390千円を計上しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 3,268,378千円

(2) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

投 資 有 価 証 券 216,551千円

② 担保に係る債務

1 年以内返済予定の長期借入金 762,500千円

長 期 借 入 金 1,765,000千円

計 2,527,500千円

(3) 販売保証

当社は、宗教法人からの屋内墓苑販売業務委託に関し、一定の計算期間毎に販売目標金額を設定し、これに満たない場合は不足額を保証金として宗教法人へ預託する契約を締結しております。

当該販売保証により預託された金額は当連結会計年度末において1,356,661千円であり「営業保証金」に含まれております。なお、販売金額が目標金額を上回った場合には宗教法人から当社へ返還されるものであります。

この契約に基づく販売保証期間は最長で2026年12月までとなっており、当連結会計年度末から2026年12月までの販売保証額は最大で6,298,095千円であります。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式総数

普通株式	18,646,376株
------	-------------

(2) 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

2019年5月14日開催の取締役会決議による配当に関する事項

配当金の総額	68,715千円
--------	----------

1株当たり配当金額	3円75銭
-----------	-------

基準日	2019年3月31日
-----	------------

効力発生日	2019年6月3日
-------	-----------

(注) 配当金の総額には、役員向け株式給付信託が保有する当社株式に対する配当金718千円が含まれております。

2019年11月6日開催の取締役会決議による配当に関する事項

配当金の総額	68,715千円
--------	----------

1株当たり配当金額	3円75銭
-----------	-------

基準日	2019年9月30日
-----	------------

効力発生日	2019年12月2日
-------	------------

(注) 配当金の総額には、役員向け株式給付信託が保有する当社株式に対する配当金695千円が含まれております。

(3) 当連結会計年度の末日において当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

普通株式	95,000株
------	---------

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。

デリバティブ取引は、将来の金利の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。

その設定枠は、借入金の残高を超えないこととしております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

当該リスクに関しては、販売管理規程、与信管理規程及び組織規程の職務権限基準表に基づき、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行なうとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の把握や軽減を行なっております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格等については、適宜、担当役員に報告されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金（原則として5年以内）は主に設備投資及び営業保証金（建墓権）に係る資金調達であります。

変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、長期借入金の一部については、金利の変動による損失を回避する目的で、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。

ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の判定をもって有効性の判定に代えております。

デリバティブ取引の実行・管理は、当社は経理部が行っており、取引に関する管理規程は設けておりませんが、事前に十分な検討の上、社内手続きを経て実施することとしており、取引は全て当社の取締役会に報告しております。

また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを回避するため、信用度の高い金融機関とのみ取引を行なっております。

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

「(2) 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれておりません。

(単位 千円)

	連結貸借対照表計上額 (*)	時 価 (*)	差 額
① 現金及び預金	2,445,334	2,445,334	—
② 受取手形及び売掛金	724,125	724,125	—
③ 投資有価証券	222,373	222,373	—
資産計	3,391,832	3,391,832	—
④ 買掛金	(435,013)	(435,013)	—
⑤ 短期借入金	(1,430,000)	(1,430,000)	—
⑥ リース債務(流動負債)	(78,826)	(78,826)	—
⑦ 未払金	(602,866)	(602,866)	—
⑧ 未払法人税等	(45,507)	(45,507)	—
⑨ 長期借入金	(3,385,000)	(3,384,376)	△623
⑩ リース債務(固定負債)	(203,049)	(201,818)	△1,231
負債計	(6,180,263)	(6,178,408)	△1,854
⑪ デリバティブ取引	—	—	—

(*) 負債で計上されているものは、() で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

① 現金及び預金、② 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③ 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

なお、有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりであります。

(単位 千円)

種 類	取 得 原 価	連結貸借対照表計上額	差 額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式 12,483	15,939	3,456
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式 213,607	206,434	△7,173
合 計	226,091	222,373	△3,717

④ 買掛金、⑤ 短期借入金、⑥ リース債務（流動負債）、⑦ 未払金、⑧ 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑨ 長期借入金、⑩ リース債務（固定負債）

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入又はリース取引を行なった場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

変動金利による長期借入金のうち、金利スワップの特例処理の対象とされているものについては（⑪ デリバティブ取引 参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行なった場合に適用される、合理的に見積もられた利率を割り引いて算定する方法によっております。

⑪ デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計の方法ごとに決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

金利関連

(単位 千円)

ヘ ッ ジ 会 計 の方法	取 引 の 種 類	主 な ヘ ッ ジ 対 象	契 約 額 等		時価等	当該時価 の 算 定 方 法
				うち1年超		
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 (支払固定 受取変動)	長 期 借 入 金	180,000	67,500	(*)	

(*) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金を一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（⑨ 長期借入金 参照）。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位 千円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式等 (※ 1)	52,780
関係会社株式 (※ 1)	43,972
営業保証金 (※ 2)	5,875,292
差入保証金 (※ 3)	1,280,686

(※ 1) 非上場株式等及び関係会社株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず時価を把握することが極めて困難と認められることから、「③ 投資有価証券」には含めておりません。

(※ 2) 営業保証金は、将来、墓石を販売する権利（建墓権）を獲得するために支出した金銭債権や屋内墓苑販売業務委託の販売保証に基づき預託保証金として差し入れた金銭債権であります。営業保証金は単なる金銭債権ではなく、墓石の販売権や屋内墓苑の受託販売権も付随した複合的な性格を持っている債権であり、これらの販売権の価値を含めて時価を把握することが極めて困難と認められるため時価開示の対象としておりません。

(※ 3) 差入保証金は、市場価格がなく、かつ、返還予定時期の見積りが困難であり将来キャッシュ・フロー等、時価を把握することが極めて困難と認められるため時価開示の対象としておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位 千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	2,445,334	—	—	—
受取手形及び売掛金	724,125	—	—	—
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
その他	—	4,175	—	—
合 計	3,169,459	4,175	—	—

(注) 4. 長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

(単位 千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	1,430,000	1,120,000	970,000	835,000	460,000	－
リース債務	78,826	69,221	64,974	42,494	26,149	210
合 計	1,508,826	1,189,221	1,034,974	877,494	486,149	210

6. 賃貸等不動産に関する注記

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

7. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

店舗及び事務所の賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の金額の算定にあたっては、使用見込期間を取得から6年～30年と見積り、割引率は0%～2.29%を使用しております。

(3) 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	262,291千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	4,893千円
時の経過による調整額	4,559千円
見積りの変更による増加額	31,193千円
期末残高	302,938千円

(4) 当該資産除去債務の金額の見積りの変更

当連結会計年度において、当社の店舗の賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、新たな情報の入手に伴い、原状回復費用に関しての見積りの変更を行ないました。

この見積りの変更による増加額31,193千円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

なお、当該見積りの変更による当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	490円73銭
(2) 1株当たり当期純損失	61円47銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位 千円)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金					
		資 準 備 本 金	そ の 他 資 剰 余 金	資 本 金 剰 余 計 合	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 計 合			
					買 換 資 産 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	4,037,640	1,100,813	482,536	1,583,350	1,264	4,708,958	4,710,222	△199,535	10,131,676	
当 期 変 動 額										
買 換 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩	-	-	-	-	△572	572	-	-	-	
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	-	-	△137,430	△137,430	-	△137,430	
当期純損失（△）	-	-	-	-	-	△1,015,844	△1,015,844	-	△1,015,844	
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	△142	△142	
自己株式の処分	-	-	-	-	-	-	-	2,922	2,922	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	△572	△1,152,703	△1,153,275	2,779	△1,150,496	
当 期 末 残 高	4,037,640	1,100,813	482,536	1,583,350	691	3,556,255	3,556,947	△196,756	8,981,180	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	106,864	106,864	43,923	10,282,464
当 期 変 動 額				
買 換 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩	-	-	-	-
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	△137,430
当期純損失 (△)	-	-	-	△1,015,844
自己株式の取得	-	-	-	△142
自己株式の処分	-	-	-	2,922
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△114,908	△114,908	△33,822	△148,731
当 期 変 動 額 合 計	△114,908	△114,908	△33,822	△1,299,227
当 期 末 残 高	△8,043	△8,043	10,100	8,983,237

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|--------------------|---|
| ① 子会社株式及び関連会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| ② その他有価証券 | |
| ・ 時価のあるもの | 決算期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) |
| ・ 時価のないもの | 移動平均法による原価法 |
| ③ たな卸資産の評価基準及び評価方法 | |
| ・ 商品 | |
| 仏 壇 | 個別法による原価法 |
| 仏 具 | 先入先出法による原価法 |
| その他 | 個別法による原価法 |

なお、貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算出しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|------------------------|---|
| ① 有形固定資産
(リース資産を除く) | 定率法を採用しております。
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び造作並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 |
| ② 無形固定資産
(リース資産を除く) | 定額法を採用しております。
なお、ソフトウェア（自社利用）は社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。 |
| ③ リース資産 | 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。 |
| ④ 長期前払費用 | 定額法を採用しております。
なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。 |

(3) 引当金の計上基準

- | | |
|---------|---|
| ① 貸倒引当金 | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権や営業保証金等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ② 賞与引当金 | 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額を計上しております。 |

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は発生年度に全額費用処理しております。

④ 役員株式給付引当金

役員株式給付規程に基づく役員に対する当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

(5) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 追加情報

(役員に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、取締役（社外取締役を除きます。）を対象として、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、役員株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」を導入しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）に準じて、総額法を適用しております。

(1) 取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭が本信託を通じて給付される株式報酬制度であります。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託による帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当事業年度90,338千円、185,500株であります。

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて)

当社は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、緊急事態宣言の発出以降、全事業所を自主的に閉鎖してまいりました。その後、5月12日より感染拡大防止策を講じたうえで、事業所（一部事業所除く）の再開を行っております。

当社が提供する商品・サービスは、供養という社会通念上相当とされる価値観によって成立していることから、社会全体の一時的な景気後退やそれに伴う個人所得の減少が営業再開後の業績へ与える影響は限定的であると想定しております。

当社は、繰延税金資産の回収可能性について、上述した仮定をもとに将来の課税所得を見積っております。この結果、繰延税金資産490,390千円を計上しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 3,263,594千円

(2) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

投 資 有 価 証 券 216,551千円

② 担保に係る債務

1年以内返済予定の長期借入金 762,500千円

長 期 借 入 金 1,765,000千円

計 2,527,500千円

(3) 販売保証

当社は、宗教法人からの屋内墓苑販売業務委託に関し、一定の計算期間毎に販売目標金額を設定し、これに満たない場合は不足額を保証金として宗教法人へ預託する契約を締結しております。

当該販売保証により預託された金額は当事業年度末において1,356,661千円であり「営業保証金」に含まれております。なお、販売金額が目標金額を上回った場合には宗教法人から当社へ返還されるものであります。

この契約に基づく販売保証期間は最長で2026年12月までとなっており、当事業年度末から2026年12月までの販売保証額は最大で6,298,095千円であります。

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短 期 金 銭 債 権 1,905千円

短 期 金 銭 債 務 60,283千円

(5) 取締役及び監査役に対する金銭債務

長 期 金 銭 債 務 21,488千円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売 上 高 57千円

仕 入 高 523,830千円

販売費及び一般管理費 22,329千円

営業取引以外の取引高 2,900千円

(2) 減損損失

当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上いたしました。

用 途	種 類	場 所	減損損失（千円）
ヴィナシス金町店他32店舗	造 作 等	東 京 都 葛 飾 区 他	318,040

事業用資産については、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として店舗毎に資産のグループ分けを行ない、遊休資産については、個別の資産単位毎に把握しております。

将来の収益性を検討した結果、収益性が低下した資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当該資産グループの回収可能価額の算定に関しては、事業用資産については使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを3.1％で割り引いて算定しております。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式総数

普通株式

508,038株

(注) 役員向け株式給付信託が保有する当社株式185,500株が含まれております。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	126,118千円
貸倒引当金	154,895千円
賞与引当金	83,265千円
退職給付引当金	16,558千円
役員株式給付引当金	6,888千円
減損損失	353,920千円
資産除去債務	92,396千円
繰延資産	131,110千円
その他	186,822千円
繰延税金資産小計	1,151,975千円
評価性引当額	△613,450千円
繰延税金資産合計	538,524千円

繰延税金負債

買換資産圧縮積立金	△303千円
資産除去債務に対応する除去費用	△14,960千円
前払年金費用	△31,838千円
その他有価証券評価差額金	△1,031千円
繰延税金負債合計	△48,133千円
繰延税金資産の純額	490,390千円

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	494円70銭
(2) 1株当たり当期純損失	56円01銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。